

2025年4月1日

## レクリエーション・ボランティア委員会規定

介護老人保健施設みかじま

### 1. 目的

施設内レクリエーション及びボランティアの受け入れ等、具体的な事項の検討を行い審議答申することを目的とする。

### 2. レクリエーション・ボランティア委員会の開催日

委員会は原則として定例開催（少なくとも3ヶ月に1回）開催する。

### 3. 構成・委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員長は介護課リーダーとする。
- (2) 各フロアよりメンバーを構成する。
- (3) 委員にやむを得ない事情がある場合は所属部署の代理人を認める。
- (4) 委員長は必要があると認めたときは関係者を会議に出席させ意見を求める事ができる。

### 4. 委員会の取り組み

- (1) 月間行事・年間行事の企画、立案、実施に関すること。
- (2) リハビリの一環として身体機能回復をはかること。
- (3) アイデアの募集に関すること。
- (4) ボランティアに関すること。
- (5) 多職種と連携に関すること。

#### 附則

平成24年3月24日制定

令和7年4月1日改定

令和8年4月1日改定